○農林水産省告示第二百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県安曇野市穂高有明三七四一の一、三七五二、三七五三の二、七七三二の三一、七七三三の四〇、木曽郡南木曽町吾妻一〇八九の一八六、一五〇一の一七五・塩尻市大字木曽平沢字南原二三二四の七三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二三二四の八四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁並びに関係市役所及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿南町字西條一六一三の一、一六一三の二、二五四三の一、二五四三の二、字南條二四二の二二、字和合二二〇七、二二一一から二二一五まで、二二一六の一、二二一六の二、二二一七、二二一八の一、二二一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県諏訪郡下諏訪町字山ノ神沢ヨリ赤渋山境迄三一二三の九六（次の図に示す部分に限る。）、三一二三の九七、三一二三の一〇五（次の図に示す部分に限る。）、三一二三の一〇六から三一二三の一〇八まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山ノ神沢ヨリ赤渋山境迄三一二三の九六（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県北安曇郡白馬村大字北城字由久保一九四五六の口、一九四六七、一九四六八、一九五四四、字フスノ久保一九五四六の一、一九五四六の二、一九五四六の八、一九五四七の一、一九五四七の口、一九五四七の八、一九五四八、一九五四九の二、一九五四九のイ、一九五四九の口、一九五五〇、一九五五一の二、一九五五一の一、一九五五五、一九五五六のイの一、一九五五六のロ、一九五五七のイ、一九五五七の口、一九五五七のハ、一九五五七のニ、一九五五八の一、一九五五八の口、一九五五九の一、一九五五九のロ、一九五六〇、一九五六一のイ、一九五六一の二、一九五六一の口、一九五六一の八、一九五六二、一九五六三の一、一九五六三の二、一九五六四のイ、一九五六四の口、一九五六五の一、一九五六五の二、一九五六六、一九五六七、一九五六七〇、一九五七一の一、一九五七一の八、一九五七二、一九五七三のイ、一九五七三の口、一九五七四、一九五七五、一九五七六の一、一九五七六の口、一九五七七から一九五八〇まで、一九五八三の一、一九五八五の一、一九五八六の口、一九五八六の二、一九五八七の一、一九五八七のイ、一九五八八のイの一、一九五八八のイの二、一九五八八のロ、一九五八九の一、一九五八九のロ、一九五九七、一九五九九のイ、一九六〇から一九六〇二まで、一九六〇三のイ、一九六〇三のロ、一九六〇四の一、一九六〇五、一九六〇六、一九六〇七のイ、一九六〇七のロ、一九六〇八、一九六〇九のイ、一九六〇九のロ、一九六一〇から一九六一三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字小川字古屋敷四五九の二、西臼杵郡高千穂町大字五ヶ所字中原山二二一、二二四の六、二二四の二七、二二四の三〇、二二四の五〇、二二四の五五、五ヶ瀬町大字三ヶ所字笹ノ原六六三一の一、六六三一の四、日之影町大字七折字黒仁田五〇五八の一、五〇五九、五〇六三の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　立木の伐採

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字古屋敷四五九の二（次の図に示す部分に限る。）

(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中原山二二一・二二四の六・二二四の二七・二二四の三〇・二二四の五〇・二二四の五五・字笹ノ原六六三一の四・字黒仁田五〇五八の一・五〇五九・五〇六三の一（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）

(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈢　指定の目的　土砂の流出の防備

二　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川字山の頭三〇八八の三・三〇八八の六・字滝下四二〇八・四二一二の二・大字見立字平戸三〇一七の一・三〇二四の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）